

25高須保第1038号  
平成26年3月7日

高知県災害医療対策本部会議長 様

高知県災害医療対策高幡支部会議長

高幡支部会議管内の災害医療救護体制の意見について（要望）

平成25年11月12日に開催しました、第1回高知県災害医療対策高幡支部会議で、下記の事項について協議し、本部会議議長に要望することを決定しましたので、実現に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

【 南海トラフ巨大地震発生時の医療の確保について 】

1. くぼかわ病院の災害拠点病院への指定

- ・災害拠点病院である須崎くろしお病院は、平成24年12月公表の津波浸水予では浸水地域に入っており、災害時には機能が停止する恐れがある。
- ・くぼかわ病院は、管内、唯一の津波被害の恐れのない、急性期医療の提供が可能な医療機関であり、また、四万十町や中土佐町、黒潮町（佐賀地区）の多数の傷病者を受け入れなければならない病院である。
- ・くぼかわ病院を災害拠点病院として速やかに指定し、災害対応の機能強化を図る必要がある。

2. 勤務時間外に発災した場合の県中央部に居住する医師等の医療救護施設等への搬送手段の確保

- ・高幡支部管内は、平時から医師の確保が困難な中、管内の病院に勤務する医師は、高知市や南国市等の県中央部に居住し、通勤している医師が多いため、夜間や休日に地震が発生した場合、医療救護活動に従事する医師の確保が困難。

（たとえば、災害時の医師の集合場所等を決め、県中央部等から管外から管内の医療救護施設にへり搬送するなど）